

第5次射水市行財政改革大綱

令和5年9月
射水市

目 次

第1	策定の趣旨	1
第2	策定の背景	2
1	これまでの取組	2
2	本市を取り巻く環境	3
3	行財政改革の必要性	10
第3	基本姿勢	11
1	基本理念	11
2	基本方針	12
3	第5次行財政改革大綱の体系	13
第4	推進方法	14
1	第5次行財政改革集中改革プランの策定	14
2	推進期間	14
3	推進体制	14
4	進行管理	14
	用語解説	15

第1 策定の趣旨

本市のまちづくりの方向性を示す第3次射水市総合計画（計画期間：令和5年度～令和14年度）では、「いろどり ひろがる ムズムズ射水」をまちの将来像として掲げ、射水市に住む人や射水市に興味や愛着を持つみんなが幸せになるまちを目指しています。この将来像の実現に向けた総合計画に掲げた施策の着実な推進には、それを下支えする健全な財政基盤が必要です。

また、更なる人口減少・少子高齢化の加速や、新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変容、国際情勢を発端とした物価上昇、DXの実現に不可欠なデジタル技術の進展、価値観の多様化、働き方の多様化など、昨今の行政を取り巻く環境は急激に変化しており、今後もこの傾向が続くものと予測されます。

このような状況の中、これまで以上に市民生活満足度が向上し、幅広く未来世代から選ばれるまちを創り上げていくためには、従来の行財政改革の成果を維持することはもとより、新しいデジタル技術を効果的に活用しながら、限られたマンパワーの中で高い生産性を発揮できる環境を構築するなど、より一層の業務効率化を図り、さらに質の高い行政サービスを提供することが求められています。

こうしたことから、時代に即した行財政運営を推進するため、第5次射水市行財政改革大綱を策定します。

第2 策定の背景

1 これまでの取組

本市では、平成18(2006)年度に射水市行財政改革大綱を策定して以降、これまで4次にわたり大綱を策定してきました。

第2次大綱までは、市単独補助金や職員数の削減、また公共施設の見直しなど、いわゆる『量』に着目した改革に重点を置き、第3次大綱以降からは、『量』と『質』の改革の両立を掲げ、市民協働の推進やICTの有効活用など、収支改善には表れない効果の視点も踏まえ、本市の規模に見合った健全で持続可能な行財政基盤の確立を目指し、一定の成果を上げてきました。

直近の第4次大綱では、「将来を見据えた経営基盤の確立と自立した都市の実現」を目標とし、そのために「長期的な課題を踏まえた『量』の改革と『質』の改革の両立」の視点を持って、3つの基本方針に基づき行財政改革を進めてきました。

【第4次行財政改革大綱の基本方針】

基本方針1	協働・共創による質の高い行政経営の推進
基本方針2	効率的・戦略的な財政運営
基本方針3	職員と組織の質の向上

【第4次行財政改革大綱の取組による効果額】

収支改善額	土地売却収入	企業版ふるさと納税寄附額	市債繰上償還による利子負担軽減額
193,210 千円	405,881 千円	117,900 千円	4,111 千円

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった令和2(2020)年度からは、「コロナ後を見据えた『新しい行政』へのチャレンジ」を全体目標として掲げ、コロナ禍においても業務を停滞させることなく、継続的かつ効率的に質の高い市民サービスが提供できるよう、規則・制度の見直しや、ICTを有効活用し、市役所内の環境、働き方を変革させる取組を積極的に推進しました。

2 本市を取り巻く環境

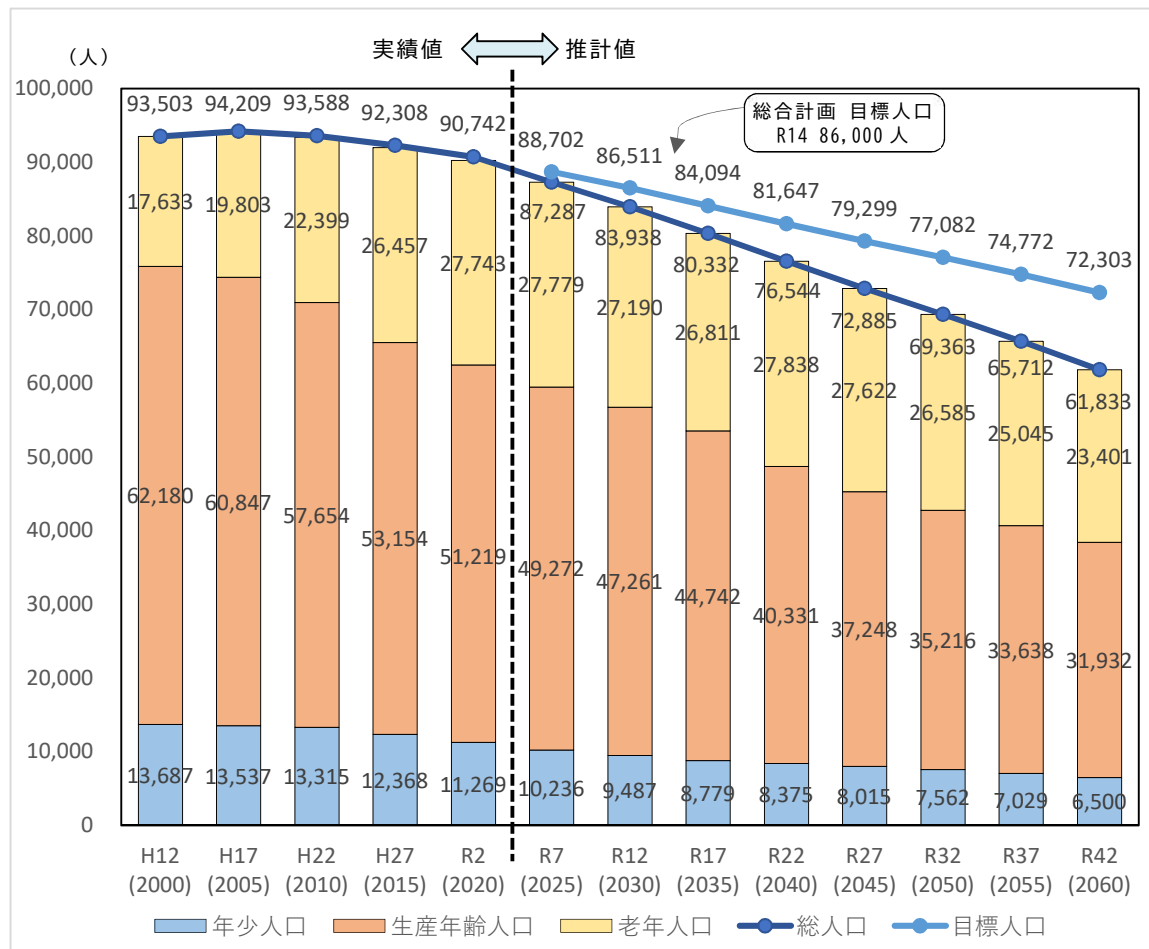
(1) 人口減少

本市の人口は、平成17（2005）年をピークに減少が続いており、直近の令和2（2020）年の国勢調査における人口は90,742人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、人口の減少は今後とも進み、令和22（2040）年には8万人を切り、令和32（2050）年には7万人を切るまでに減少すると推計されています。

また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、今後とも一貫して減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、令和27（2045）年には、老年人口が全体の約4割を占めると推計されており、少子高齢化は確実に進行していきます。

なお、射水市人口ビジョンでは、令和42（2060）年の目標人口を72,000人と設定しています。その期間中にある第3次射水市総合計画においては、令和14（2032）年の目標人口を86,000人としています。

【本市の総人口及び年齢3区分別人口の推移】



出典：実績値 総務省「国勢調査 調査の結果」
 推計値 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 目標人口 射水市人口ビジョン

(2) 財政状況

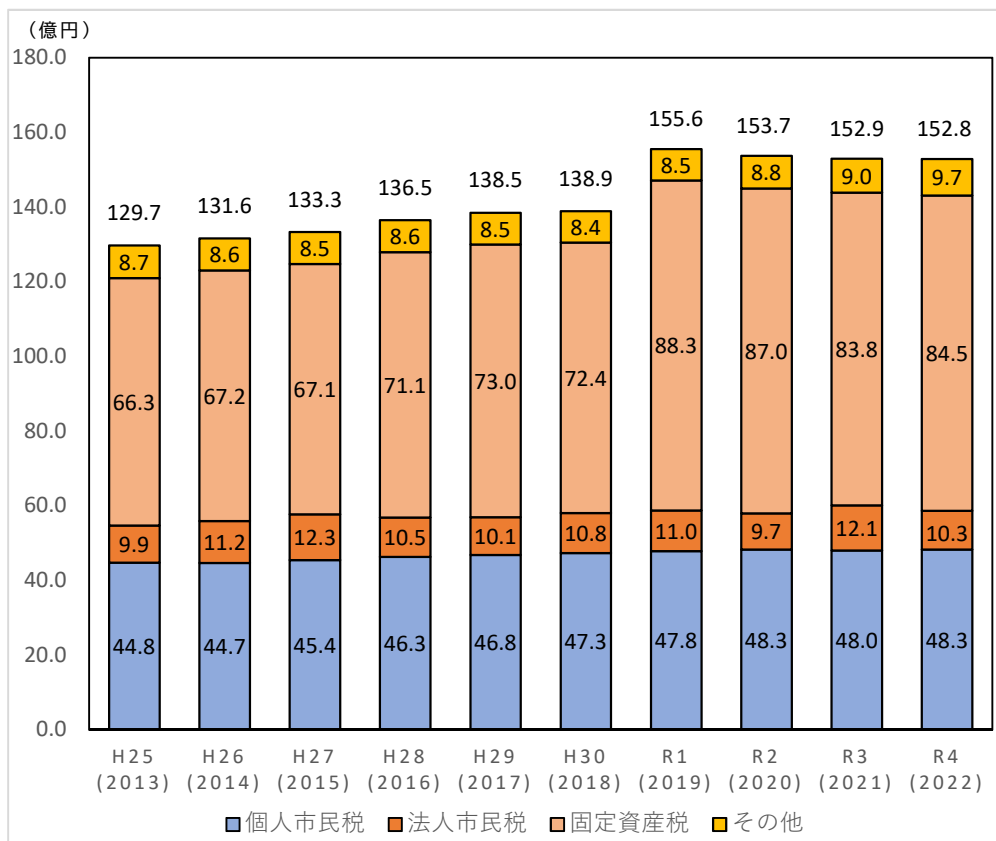
① 市税の推移

歳入の根幹である市税については、過去10年間の推移をみると、総額で約23億円、約17.8%増加しています。

これは、令和元(2019)年度にLNG火力発電所が稼働したことに伴う固定資産税の増額が主な要因です。

今後は、償却資産の減価償却や3年に1度の評価替えに伴い、固定資産税は減少していくものと見込まれ、市民税については、これまでほぼ横ばいで推移していますが、生産年齢人口の減少等の影響により、大きな増加は見込めない状況です。

【市税の推移】



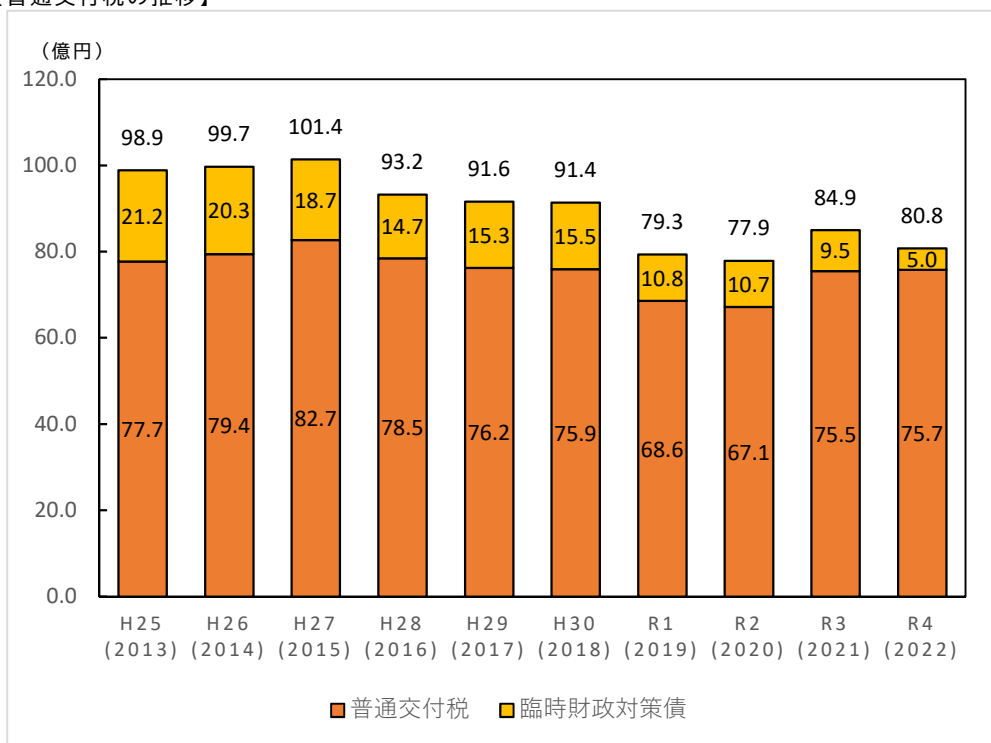
② 普通交付税（臨時財政対策債を含む。）の推移

普通交付税については、過去 10 年間の推移をみると、総額で約 18 億円、約 18.3%減少しています。（臨時財政対策債を含む。）

合併後 10 年間、合併前の旧市町村が存在しているものとみなして普通交付税を算定していた優遇措置（合併算定替）は、平成 27（2015）年度に終了し、以降段階的に縮減されてきましたが、令和 3（2021）年度をもって本来の本市の交付税額（一本算定）に移行しました。

令和 3（2021）年度と令和 4（2022）年度は、国税収入の補正に伴う臨時的な財政措置により増額に転じていますが、今後は令和 2（2020）年度を下回る水準で推移することが見込まれます。

【普通交付税の推移】



③ 義務的経費の推移

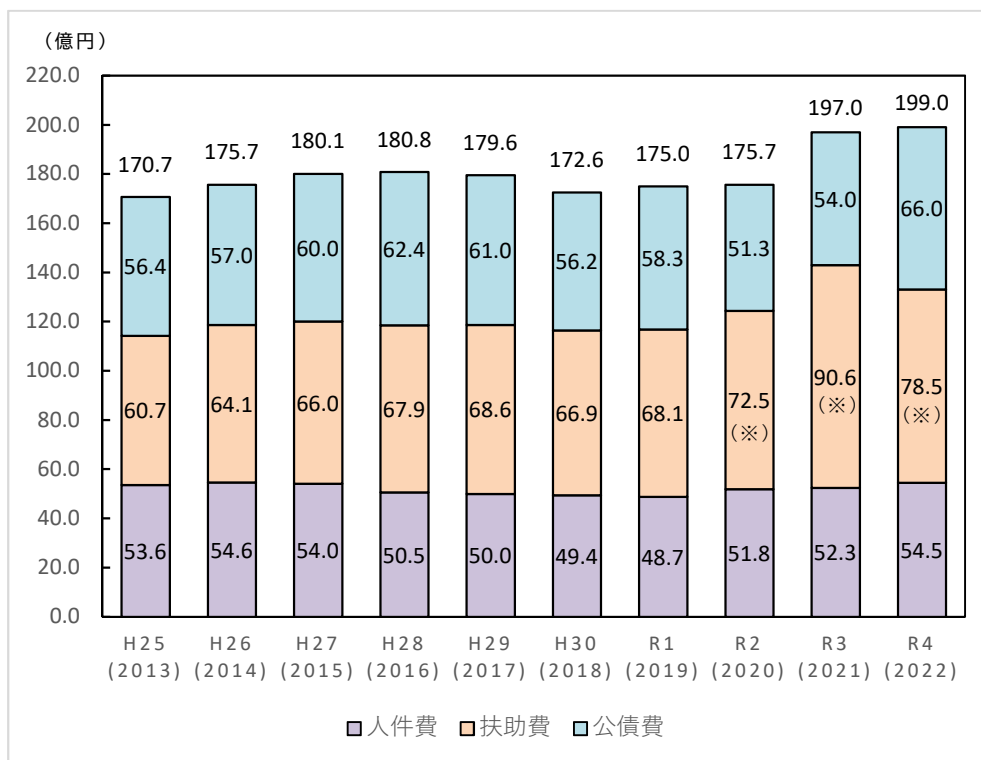
義務的経費については、過去10年間の推移をみると、総額で約28億円、約16.6%増加しています。

人件費については、定員適正化計画に基づき、令和元（2019）年度まで減少傾向にありましたが、令和2（2020）年度に会計年度任用職員制度が導入されたことから、近年は増加に転じています。今後も、令和5（2023）年度からの職員の定年年齢の段階的な引上げ開始により、増加傾向が続くと見込まれます。

また、扶助費については、社会保障制度の充実や高齢化の進展などにより、増加傾向で推移しています。直近の3年間は、コロナ禍に対応するための各種給付金（※）の影響により大きく増加しましたが、今後も高い水準で推移することが見込まれます。

なお、公債費の令和4（2022）年度の大きな増加は、市債の繰上償還の実施（約11億円）が主な要因です。

【義務的経費の推移】



（※）コロナ禍対応による扶助費の主な増要因

- ・ 令和2（2020）年度
 - 子育て世帯への臨時特別給付金 約 1.6 億円
 - 子育て世帯応援臨時給付金 約 1.2 億円
- ・ 令和3（2021）年度
 - 子育て世帯への臨時特別給付金 約 13.8 億円
 - 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 約 5.5 億円
- ・ 令和4（2022）年度
 - 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 約 3.3 億円
 - 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 約 1.7 億円

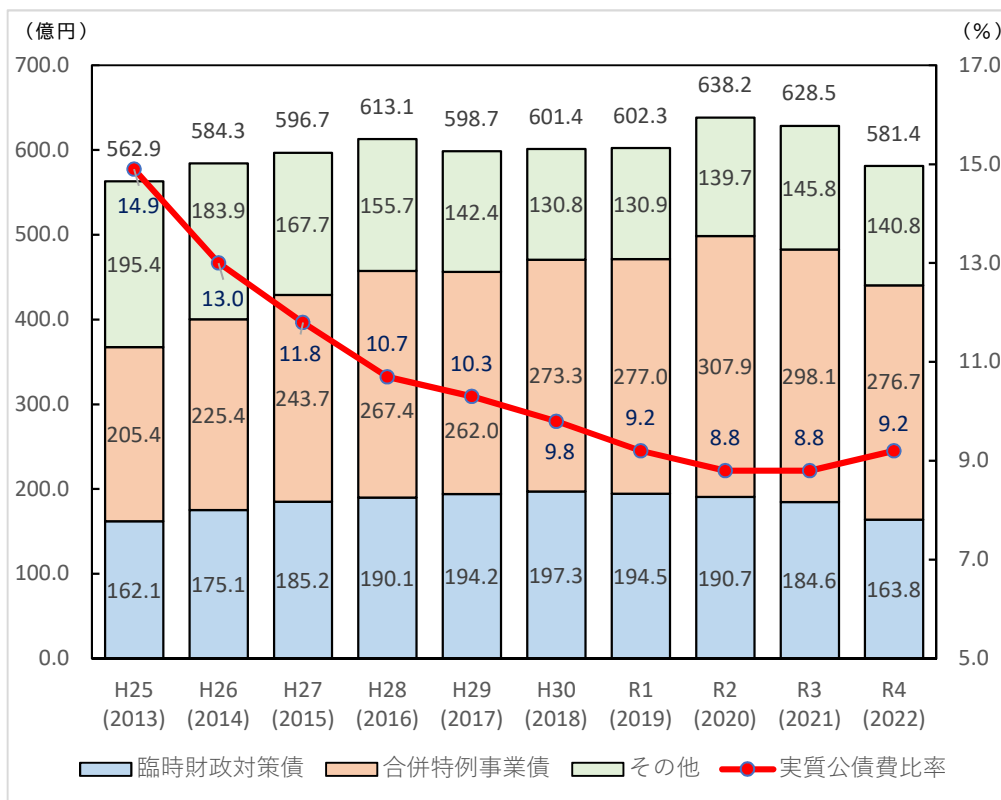
④ 市債残高、実質公債費比率の推移

市債残高については、合併特例事業債を最大限に活用し、小中学校の長寿命化、統合庁舎やコミュニティセンターの整備等、合併後のまちづくりを計画的に進めてきたことから、これまで増加傾向にありましたが、発行期限が終了した令和3（2021）年度以降は減少に転じています。

また、この間、将来負担の軽減を図るため、交付税措置率の高い有利な市債を活用するとともに、市債の繰上償還を実施しており、一般財源の標準的な規模に占める公債費の割合を示す実質公債費比率は低下し続けていましたが、合併特例事業債を活用した大型事業に対する償還が順次始まり公債費が増加した結果、令和4（2022）年度は上昇に転じました。

今後も、交付税措置の低い若しくはない市債に頼らざるを得ないため、実質公債費比率の急激な上昇はないものの、上昇傾向が継続し、実質的な負担額が増加していくことが見込まれます。

【市債残高の推移】

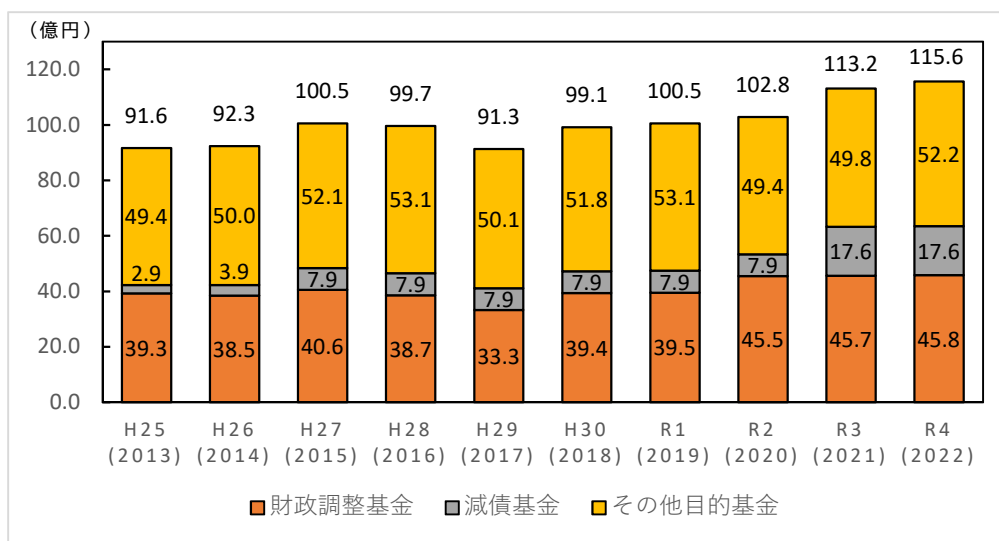


⑤ 基金現在高の推移

基金は、厳しい財政状況が予想されることを踏まえ、今後見込まれる財源不足を解消するため、計画的に積み立てています。

総合計画前期実施計画期間中の財政見通しでは、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度にかけて毎年度、約7.2億円から約9.7億円の歳入不足額が生じるものと推計しており、基金繰入金により収支の均衡を図ることとしています。

【基金現在高の推移】



【参考】第3次射水市総合計画前期実施計画 財政見通し（一般会計）

(1) 歳入

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市税	15,115,709	14,909,000	14,846,000	14,973,000	14,866,000
地方譲与税	377,300	377,300	377,300	377,300	377,300
交付金	2,835,000	2,871,855	2,880,471	2,891,992	2,897,776
地方交付税	8,430,000	8,400,758	8,476,438	8,202,674	8,113,411
分担金及び負担金	170,592	167,814	164,627	162,245	159,899
使用料及び手数料	576,769	576,769	576,769	576,769	576,769
国・県支出金	7,226,839	7,355,894	8,033,774	7,533,722	7,104,869
繰入金	686,144	1,318,286	1,068,254	1,130,164	1,200,117
うち減債基金繰入金	0	200,000	200,000	200,000	200,000
うち公共施設建設等基金繰入金	100,000	200,000	200,000	200,000	200,000
うち合併地域振興基金繰入金	256,000	568,292	318,010	379,670	449,373
市債	1,765,500	2,870,800	5,307,400	4,183,200	2,807,100
うち臨時財政対策債	282,000	488,900	494,100	475,500	469,500
その他収入	1,176,147	1,937,816	1,254,219	1,205,219	1,185,719
歳入計	38,360,000	40,786,292	42,985,252	41,236,285	39,288,961

※「その他収入」：財産収入、寄附金、繰越金、諸収入

※表示単位未満を四捨五入等で記載しているため、各項目の数値と合計値が一致しない場合があります。

(2) 歳出

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人件費	5,640,158	5,657,137	5,685,600	5,731,253	5,733,092
扶助費	7,934,531	7,973,885	8,015,757	8,061,286	8,109,464
公債費	5,202,991	5,470,099	5,605,354	5,705,056	5,624,900
義務的経費計	18,777,680	19,101,121	19,306,711	19,497,595	19,467,456
投資的経費	2,465,874	3,936,646	6,357,916	5,161,295	3,417,703
物件費	6,547,867	6,321,316	6,691,739	6,172,070	6,294,441
補助費等	4,788,714	5,536,279	4,722,528	4,515,618	4,271,390
投資及び出資金	735,931	787,258	722,208	700,554	638,142
繰出金	3,533,528	3,581,526	3,660,744	3,665,746	3,676,422
その他	1,510,406	1,522,146	1,523,406	1,523,406	1,523,406
歳出計	38,360,000	40,786,292	42,985,252	41,236,285	39,288,961

※「その他」：維持補修費、積立金、貸付金、予備費

※表示単位未満を四捨五入等で記載しているため、各項目の数値と合計値が一致しない場合があります。

3 行財政改革の必要性

今後の日本の人口は、わずか2年後の令和7（2025）年には、いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上となり、全体の2割を後期高齢者が占める見込みです。その後も、令和22（2040）年まで老年人口は増加し、生産年齢人口は減少し続けていくことが予測されており、急速な人口減少・少子高齢化に直面しています。このことにより、地域の担い手不足による地域コミュニティ機能の低下、労働力不足による産業や雇用の縮小など、人口減少がもたらす課題は多岐に渡ります。

本市においてもその影響は大きく、税収入がほぼ横ばいで推移する一方で、医療・介護をはじめとした社会保障関連経費の増加等によって、本市の財政状況が厳しさを増すことから、職員一人ひとりが改めて「最少の経費で最大の効果を上げる」という基本原則に立ち返り、コスト意識、経営感覚をさらに高めていかなければ、行政サービスの質を維持することが困難になると予測されます。

また、コロナ禍において社会全体のデジタル化が進展し、市民の生活様式や価値観が大きく変化したため、本市においてもデジタル技術を活用した行政サービスが一層求められていくものと想定されます。複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応するためには、進化するデジタル技術の効果的な導入や、多様な主体と連携した最適なサービスの提供を一層進めるなど、新しい観点・手法を取り入れていくことが求められています。

こうしたことを踏まえ、今後、想定される社会変化に柔軟に対応しつつ、健全な財政基盤を堅持するため、引き続き、行財政改革を強力に推進する必要があります。

第3 基本姿勢

1 基本理念

本大綱では、多様な主体との連携による協働・共創によるまちづくりをさらに推進するとともに、民間活力や新しいデジタル技術を効果的に活用しながら、市民生活の満足度の向上につなげていきます。

併せて、庁内業務においては、市役所内DXの推進及びICTの活用により、効果的に業務効率化を進めるとともに、創造性を高める人づくり、組織づくりを推進し、変革にチャレンジできる組織風土の醸成に努めます。

このため、第5次射水市行財政改革大綱では、次の基本理念を設定します。

【基本理念】

社会変化に柔軟に対応する行財政運営

これまでの行財政改革で取り組んできた「量」と「質」の両立、行政を経営するという視点を念頭に置きながら、将来の大きな変化を見据え、既存概念にとらわれず、全ての職員が一丸となって積極的に行財政改革にチャレンジしてまいります。

2 基本方針

『社会変化に柔軟に対応する行財政運営』を基本理念とした第5次行財政改革大綱では、次の3つの基本方針を設定し、行財政改革の具体的な取組を推進します。

基本方針1 多様な主体との連携による良質な行政サービスの提供

多様化・高度化する市民ニーズ、地域課題と向き合い、これまでの地域振興会との協働はもとより、本市に活動拠点を有するNPO法人、ボランティア団体等の市民活動団体や企業と協力し、市役所にはないノウハウやアイデアを取り入れながら、本市のまちの魅力向上につなげます。

また、デジタル技術を活用しながら時代の変化に対応した行政サービスを展開し、市民の利便性、生活満足度の向上に努め、幅広く未来世代から選ばれる射水市を目指します。

- 取組項目① 市民との情報共有と協働・共創によるまちづくりの充実
- 取組項目② 公民連携によるサービスの維持・向上
- 取組項目③ DXの推進による市民生活満足度の向上

基本方針2 効率的で効果的な行財政運営

デジタル技術を活用した行政サービスが求められる中、新しい仕事のあり方について、市役所内の業務改善・業務改革に果敢にチャレンジしていきます。また、働き方改革を進めながら、未来を見据えた変化に対応できる人づくり、組織づくりを推進します。

- 取組項目① 市役所DXを含む事務事業の効率化・適正化
- 取組項目② 職員の能力向上と意識改革
- 取組項目③ 適正な職員定数と様々な課題に柔軟に対応できる組織運営

基本方針3 健全な財政基盤の堅持

社会経済情勢や市民ニーズの変化に合わせ、限られた経営資源を効率的に活用します。また、本市の発展に寄与する施策を戦略的に展開できるよう、持続可能な財政運営を推進します。

- 取組項目① 自主財源の確保及び創出
- 取組項目② 公営企業の経営健全化

3 第5次行財政改革大綱の体系

第3次射水市総合計画 将来像

いろいろ ひろがる ムズムズ射水

第5次射水市行財政改革大綱

【基本理念】
社会変化に柔軟に対応する
行財政運営

基本方針1

多様な主体との連携による良質な行政サービスの提供

- 取組項目① 市民との情報共有と協働・共創によるまちづくりの充実
- 取組項目② 公民連携によるサービスの維持・向上
- 取組項目③ DXの推進による市民生活満足度の向上

基本方針2

効率的で効果的な行財政運営

- 取組項目① 市役所DXを含む事務事業の効率化・適正化
- 取組項目② 職員の能力向上と意識改革
- 取組項目③ 適正な職員定数と様々な課題に柔軟に対応できる組織運営

基本方針3

健全な財政基盤の堅持

- 取組項目① 自主財源の確保及び創出
- 取組項目② 公営企業の経営健全化

第4 推進方法

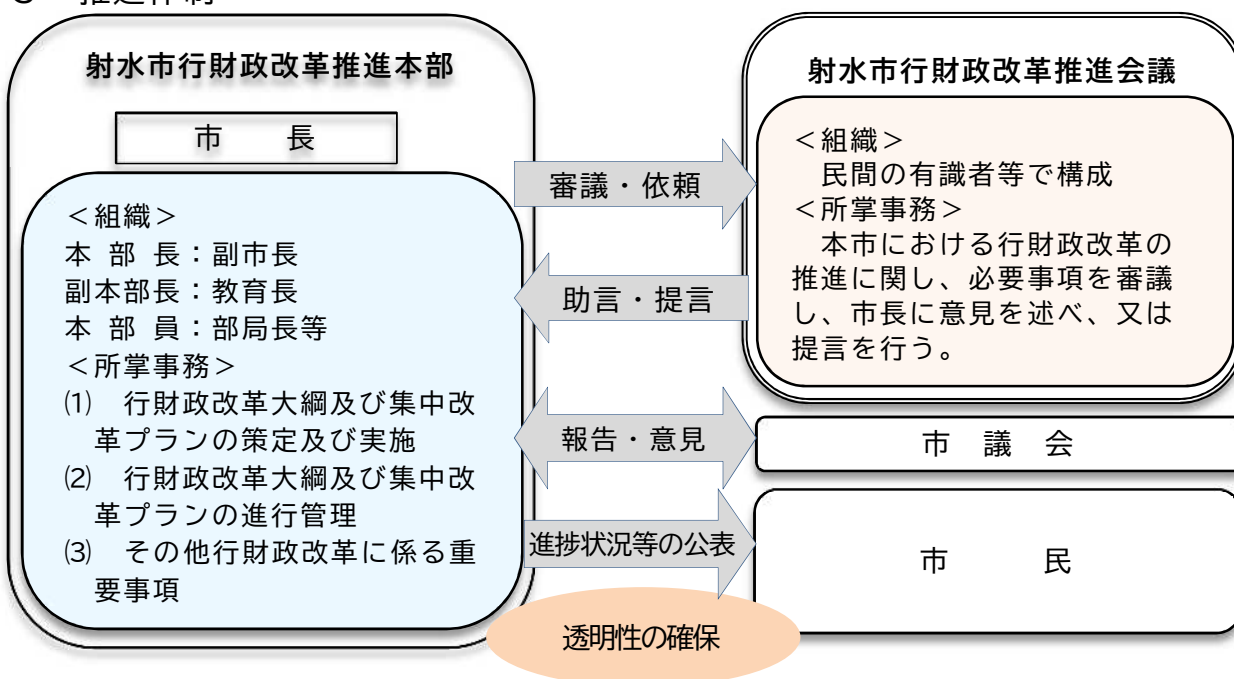
1 第5次射水市行財政改革集中改革プランの策定

第5次行財政改革大綱に掲げた取組を着実に実行するため、具体的な数値目標を盛り込んだ、新たな集中改革プランを策定します。

2 推進期間

第5次行財政改革大綱及び第5次集中改革プランの推進期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

3 推進体制



4 進行管理

集中改革プランに実効性を持たせるため、行財政改革推進本部において進行管理を行います。進行管理では、実績に対する検証・評価のほか、状況の変化等に的確に対応するため、毎年度、集中改革プランの見直しを行います。

なお、毎年度の進捗状況や成果については、行財政改革推進会議及び市議会に報告し意見を求めるとともに、市のホームページを活用し、市民に対し随時公表していきます。

【用語解説】

◆普通交付税

地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、国が地方に代わって徴収した地方税を各団体の財源不足額に応じて国が交付するもの。

◆臨時財政対策債

普通交付税における国の財源不足分を補てんする市債であり、実質的な交付税の代替財源。全額が後年度に交付税措置される。

◆義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられて任意に節減できない経費。主に人件費、扶助費及び公債費の合計。

◆会計年度任用職員制度

臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件の確保のため、令和2（2020）年度から導入された制度。会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用される。

◆合併特例事業債

合併した市町村が新しいまちづくりに必要な事業に対する財源として、借り入れることができる地方債。事業費の95%まで借り入れが可能で、元利償還金の70%が普通交付税によって措置されるため、一般の地方債と比べ市の実質負担が少ない。

◆実質公債費比率

地方公共団体の標準的な収入に対する公債費の割合。数値が高いほど、公債費の負担の割合が大きく、財政の弾力性が低下していることを示す。